

## 高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 高萩市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の教育環境を整備し、教育効果を高めることを目的に、小中学校の適正規模・適正配置をするため、高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討委員会は、高萩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 小中学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 検討委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 学校関係者
- (3) 未就学児及び小中学校の児童生徒の保護者
- (4) 地域代表者
- (5) 市議会議員の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する報告した日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長の各一人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員には、予算の範囲内において報償金を支払う。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

この要綱は、第2条に基づく報告を行った日限り、その効力を失う。